

相続放棄について

相続放棄とは、相続人が被相続人（亡くなった方）の財産を相続したくないときにその相続を放棄することをいいます。

相続放棄をすると最初から相続人でなかったことになり、放棄をした相続人に代わってその子が財産を引き継ぐこともありません。前回の「お知らせ」で述べた代襲相続は、発生しないこととなります。

相続放棄をした場合のメリットとデメリットを挙げてみます。

メリット

1. 借金・債務を相続しなくてよくなる
2. 遺産分割協議にかかわらなくてよい

相続する財産の中には、現預金や不動産などプラスの財産より借入金や債務などマイナスの財産の方が多くあります。そのときは相続人が借入金などを返済しなければなりません。また親族との協議のなかで利害の対立から思わぬトラブルが発生することもあります。

相続を放棄することで、このような負担やトラブルから回避されます。

デメリット

1. プラスの財産も相続することができなくなる
2. 親族に相続権が移ることになる

相続放棄は被相続人の財産を一切相続しないことですから、当然プラスの財産も引き継ぐことはできません。また放棄によって他の相続人に相続権を移すことになり、負担を強いることになりかねません。

相続放棄の手続きは、相続の開始を知った時から3か月以内に家庭裁判所に所定の申し立てをして初めて認められるものです。

そしていったん相続放棄をすると、もう撤回することはできません。

3か月という短い期間で財産調査をして、慎重に判断することが重要になってきます。。